

募集型企画旅行条件書

1 本旅行条件書の要約
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社オーパージャーズトラベル(東京都中央区銀座3-7-16 銀座NSビル5F 観光バス管理旅行事業366号(第1種)以下「当社」といいます)が、企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

3 旅行のお申込み

(1) 当社の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込み頂きます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。

旅行代金の額	お申込時の申込金の額
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	40,000円以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途ご案内させて頂く場合がございます。

4 ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様がご希望する場合は、以下により、お客様を特約の枠内で、当社が旅行契約を締結することができます。この期間内に申込みの提出と申込みの取扱いを完了し、申込みが成立しなかったものとして取り扱われる場合がございます。

(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング」といいます)を確保し、申込みと申込み相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約が成立していただき、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

5 団体グループ契約
(1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申込みた募集型企画旅行契約の締結について、本項の規定を適用します。

(2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

(3) 契約責任者は、当社が定める対して、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して、特に責任を負い、又は将来責を負うことが予見される債務又は義務については、何ら責任を負いません。

(5) 当社は、契約責任者が団体グループに同行しない場合、旅行開始後において、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6 申込金
(1) お申込み時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要ですが、15歳未満の方は保護者の同意書と条件とさせていただきます。旅行の安全と円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りする場合がございます。同伴者の同行など条件とさせていただきます。また、ご参加の場合に、コースのそれぞれについての内容を留意して頂く場合がございます。

(2) 特定のお客様にたいしては、変更させていただきます。特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、職業、技能その他の条件が当社の指定する条件と一致しない場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

(3) 現在健康を維持していない方、持病のある方、妊娠中の方、あるいは、身体に障害をお持ちの方など、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出下さい。当社は可能且つ必要となる範囲でこれに応じます。医師の健康診断書も提出して頂く場合もございます。また、現地事情や医療機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためお断りする場合がございます。また、ご参加の場合、あるいはご参加をお断りする場合がございます。

(4) お客様のお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をお客様のため必要なる措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

(6) お客様のご都合により別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払い頂く条件下でお断りすることもあります。

(7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復讐の有無、復讐の予定日時等の連絡が必要となります。

(8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出下さい。

(10) お客様が、暴力団員、暴力団関係者、暴力関係者、暴力関係企業、または暴力団員その他の暴力団員と関係している場合は、ご参加をお断りさせていただきます。

(11) お客様が、当社に対して、暴力の要請、不当な要求行為、取引に関与した悪質な行為、又は暴力を用いた行為等を行った場合は、本項の規定に基づき、ご参加をお断りする場合がございます。

(12) お客様が、風説を流布し、虚言を用いる等して当社に対する信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する行為をなされたりする行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他当社が業務上の都合で、ご参加をお断りする場合があります。

7 お客様と契約の成立時期
(1) お第1項(1)及び(2)の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立致します。

(2) 第3項(2)の郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の

申込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を受けたときに成立致します。

(3) 上記の規定の適用を受ける旅行契約の申込みがある場合は、当社の取扱いの旅行契約の実行の協定書等をご代りさせていただきます。

8 契約書面と最終旅行日程表のお渡し
(1) 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行サービス及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書及び等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までに御渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日より前日までに御渡しすることがあります。お渡し方法は、郵送、電子メール、インターネット等のご案内を含まず、また、お渡し日前であつてもお問い合わせ頂ければ当社は手配状況についてご説明致します。

9 旅行代金の支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(以下「基準日」といいます。)にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前から当社が指定する期日までに御支払い頂きます。また、当社とお客様が第29項に規定する付加料金を締結していない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承認があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名を無して、旅行代金(申込金・追加料金)として振込いたします。この場合、第18項に規定する取消料・違約料、第13項に規定されている追加料金及び第17項記載の交通手配料をお支払い頂く必要があります。また、この場合のカード利用日は、お客様がご申込みがない限り、お客様の決済日と致します。

10 支払別割増旅行代金
お支払い対象旅行代金は、募集型企画旅行代金として表示した金額に追加料金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額は第3項(3)の「申込金」、第1項(1)の「取消料」、第1項(2)の「違約料」、第26項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

11 旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(料金の運賃)料金は、運送機関の課す付加運賃(料金の運賃)水準の異なる変動に於いては、一定の範囲内で、一定の条件に限り変動する旅行者に一律に課せられるものとさせていただきます。また、パンフレット内「エアーストラップ」・「ビジネスクラス」等と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様指定と表記されている場合を除きます)

(3) 旅行日程に明示した観光料(バス乗降料、ガイド料、入場料等)

(4) 旅行日程に明示した宿泊料(バス、トイレ、シャワー料金、タオル等)等に特別の設備がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)

(5) 旅行日程に明示した食事の料金(機内食は除く)及びシャワー料金

(6) 手荷物運送料(お一人様1人様1機内1機外の手荷物運送料)お一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用地域や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずね下さい。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関と委託手続きを代行するものです。

(7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

12 旅行代金に含まれないもの
第3項(2)の項のほかに旅行代金に含まれません。その一部は以下に列示します。

(1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)

(2) クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加料金の個人諸経費及びそれに伴うシャワー・サービス料

(3) 傷病、疾病に関する医療費

(4) 遺失手続関係諸費用(旅行券印紙代、証紙料金、査証料、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)

(5) 日本国内における自宅から発着空港導送料・解散地までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費

(6) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料

(7) 日本国内の空港税、出国税及びこれに類する諸税

(8) 旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税

(9) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行の料金)

(10) その他募集型企画等内での「〇〇料金」と称するもの

(11) 運送機関の課する付加運賃(料)(例:燃油サーチャージ)

13 追加代金及び割引代金
(1) 第10項及び「追加代金」は、以下の代金をいいます。(予め旅行代金の中に含まれて表示した場合は除きます)

ア 1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様代金です)

イ ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
「食事」・「ドリンク」等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
エ ホテルの宿泊経費のための追加代金
オ 航空会社指定のラウンジ等をお受けいただける場合の追加代金
カ その他旅行中に発生する追加費用

キ その他旅行中に発生する「〇〇追加代金」と称するもの

(2) 第10項及び「割引代金」は、以下の代金をいいます。「パンフレット」等で「〇〇割引代金」と称するもの(予め、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます)

14 お客様がご出発までに実施する事項
(1) 旅行に要する旅券及び旅行有効期間・査証・再入国許可及び各種証明書取得及び出入国手続書の作成等をお客様自身の責任で行って頂きます。ただし、当社は所定の料金をお支払い、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合、当社お客様ご自身に起因する事由により、旅行・運送等の渡航がキャンセルされた場合は、渡航手続きの業務に於ける契約の当事者は当該渡航旅行者となります。

(2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(3) 渡航先(国又は地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせ下さい。また外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.punban.mofa.go.jp/> でもご確認ください。

(4) 外務省海外安全相談センター(03-5501-8182)でもご確認ください。

(5) 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関する情報をメール等で受け取れる外務省のシステム「T-LINK」への登録をおすすめします。
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tlink/>)

15 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当局の運行計画によるない運送サービスの提供その他当社が合理的に認めざるべき事由がある場合に於いて、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様に予め復讐した当該事由が当社の責任と認められない場合は、お客様ご自身の責任と認められる事由により、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明致します。

16 旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切致しません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の開始に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される水準を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂後旅行開始日を変更致します。ただし、旅行代金を増減変更する場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目(1)の定めるところにより、お客様に通知致します。

(2) 当社は本項(1)の定めるところにより、旅行の大規模な変動がされる場合は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額致します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行代金の減少する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額致します。

(4) 第15項(1)より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・料金の価格設定の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社は他の価格設定に旅行代金を変更します。

(5) 当社が運送・宿泊機関等の利用により旅行代金に異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社に理由を述べた事由

により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内での旅行内容の変更を行います。

17 お客様の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することがあります。この場合お客様は、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、取消料同等の手数料をお支払い頂きます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様の交際をお断りする場合があります。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾し且つ手数料を要したときに効力を生ずるものとします。以後、旅行契約上の地位を譲り渡した第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。

18 旅行契約の解除・払戻し
(1) 旅行契約の解除
① お客様の解除
ア お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内にお受け致します(お申出の期日より取消料の額に差が生じる場合もありません)。お申込みの営業所の営業日・営業時間、連絡先等はお客様自身でもお申込み時点で必ずご確認ください。

イ 旅券・乗船その他の渡航手続上の事由、各種ローンの取組手続等により、旅行契約解除の場合も上記の場合も上記の取消料の対象となります。

ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

ア 第15項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第26項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り、
b 第3項(1)に基づき、旅行代金が増減改訂されたとき、
c 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他事由により旅行の円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれが及びて大いなり、
d 当社がお客様に対し、第8項(2)に記載の最終旅行日程表を向項に規定する日までに御渡しできなかったとき、
e 当社が旅行に際し、本項(1)の契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき、
ウ 当社は本項(1)の(ア)・(イ)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払戻しを致します。取消料が申込金で賚れないときは、その差額を申請いたします。

オ 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は控えてください」という危険情報が発表された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講ずることが可能な場合は旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお断りにならないときは、所定の取消料が必要となります。

カ お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一項目の変更については、ご旅行全体の取消料をみなし、所定の取消料を取扱います。

○取消料
1. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

区分	取消料
旅行契約の取消日	特定日に開始する旅行行程の20%以内(旅行行程)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の10% 無料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日以降に解除する場合	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後の解除又は運送不参加の場合	旅行代金の100%

2. 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

区分	取消料
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口から申し出た場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日1週間前の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十四日目に当たる日以前に解除するときは(口から申し出た場合を除く。)	旅行代金の10%又は航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以前に解除する場合(口及びハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日以降に解除する場合(口及びハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は運送不参加の場合	旅行代金の100%以内

3. 貸切航空機(チャーター便)を利用する募集型企画旅行契約

区分	取消料
旅行契約の取消日	特定日に開始する旅行行程の20%以内(旅行行程)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の50%
ハ 旅行開始日の前日以降に解除する場合	旅行代金の80%
ニ 旅行開始後の解除又は運送不参加の場合	旅行代金の100%

4. 「日程表中に3日以上にわたるクルーズを含む旅行であつて、パンフレット上にクルーズ旅行契約を適用する旨が記載のあるもの」(パンフレット)に明示する当社所定に基づく取消料となります。

※特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書またはパンフレット・特定期間:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7

注1:本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社特約増補規程第二章第3条に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降を指します。

注2:日本発着時、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PX運送券)を利用する場合、パンフレット等に当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券の航空会社名が記載されている航空券の名称、渡航料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件および金額を明示した出発日より適用。

注3:航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃欄に記載されていることを希望するお客様は、販売店の航空会社さんのウェブサイト等でご確認ください。不明な点は販売店にお問い合わせ下さい。

② お客様の解除
ア お客様は本項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、本項(1)の(イ)に規定する取消料を、同様の違約料を支払いたすものとさせていただきます。このときは、本項(1)の(イ)に規定する取消料は、同様の違約料を支払いたすものとさせていただきます。お客様が当社に理由を述べた事由により旅行契約を解除する場合は、本項(1)の(イ)に規定する取消料を、同様の違約料を支払いたすものとさせていただきます。

イ 旅行代金の額が減少したときは、当社がお客様に理由を述べた事由により旅行契約を解除する場合は、本項(1)の(イ)に規定する取消料を、同様の違約料を支払いたすものとさせていただきます。

ウ お客様がご自身の責任で、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・料金の価格設定の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社は他の価格設定に旅行代金を変更します。

エ 当社が運送・宿泊機関等の利用により旅行代金に異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社に理由を述べた事由

